

「第2回高知県南海地震条例づくり検討会」

日 時 平成 18 年 6 月 22 日 (木)

出席者 岡村眞会長、青木宏治副会長、小野政子委員、武市幸子委員、土居清彦委員、
半田雅典委員、細川しづ子委員、多賀谷宏三委員、西坂未来委員、
上田瀧雄副会長

(司会)

定刻になりました。おはようございます。ただ今から第2回高知県南海地震条例づくり検討会を開催させていただきます。

本日は、お忙しいところ出席をいただきましてありがとうございました。今日、委員のご出席でございますけども、藤原委員と久松委員が欠席ということで連絡をいただいております。なお、細川委員さまにつきましては、15分ほど若干遅れるということのご連絡をいただいております。

それでは、最初に資料の確認をさせていただきますけども、右肩にナンバーをつけてございます。ナンバー資料1から6まででございますけども、それと項目別の検討表を5枚ほどつけております。事前にそこを触っていただきましたけども、恐れ入りますがその1番目の資料1でございますけども、若干ワークショップの開催地、内容を少し変更がございますので、資料の1について、ちょっと差し替えをさせていただきたいと思っております。と同時に1-2としての資料を追加させていただきます。1-2については事前にお手元にお配りをさせていただきました。あと抜けておりましたり、あるいは資料がないものがございましたら、事務局までご連絡いただければと思っております。よろしゅうございますでしょうか。

はい。それでは会議に移らせていただきます。本日、欠席の委員は先ほど申しましたように、藤原委員、久松委員の2名でございますが、また細川委員は遅れるということでございますんですけども、委員12名中、現在のところでも9名の出席がございますので、設置要綱5条2項の規定によりまして、本検討会が成立しておりますことをご報告をさせていただきます。

早速、議事でございますけども、検討会設置要綱5条で、会議は会長が議長となることを定められておりますので、これから岡村会長のほうに進行をよろしくをお願いいたします。どうぞよろしく申し上げます。

(岡村会長)

皆さん、おはようございます。朝早くからの会ということで...

細川さん来られました。ちょうどよかった。よろしく申し上げます。大変だと思っております。

ありがとうございます。

それでは進行させていただきますけど、地震に関して言えば、先週の月曜日でございますが、朝 6 時ちょっと過ぎに揺れましてですね、入っていませんでしたか、皆さんどうされましたでしょうか。たぶんうちでお休みだったと思うので、ああいう小さい地震でもやはり、県民、そうですけども、自分のところがどう揺れたかっていうのは非常に重要な情報で、それしかないんですね。高知の気象台で震度 3 と言っても、自分のところは 4 かもしれないし、あるいは 2 かもしれない。小さな地震のときに自分のところがどう揺れるかってことは極めて大事なことで、こういうものでチェックしておけば、気象台で 3 と言っているけども、うちはものすごい揺れて怖かったっていうことがあれば、次の大地震のときには相当ひどいことになるっていうことが分かります。

一方では小さければ、地盤がいいのか家が非常にしっかりしているのかなということで、そういうことも含めてですね、結構、地震チェックができるものでございますので、このくらいの地震、深度が非常に深かったんですね。震源が 146km ということで。深かったんですけど、マグニチュード 6.2 か 3 というぐらいで、広島型の原爆 1 個分ぐらいのエネルギーが、地下 140km で出たと。

深い地震というのは、非常に遠いところに実は揺れが出てくるっていうのが特徴で、今回も広島であるとか、呉の付近の南の一番とても弱いところで震度 5 弱ということ、愛媛県でも東予のほうとあと宇和島、九州でも佐伯市という、そういうところで、ぼつぼつと震度 5 弱という揺れが出てくるということがございました。震源の深さが 140km 超えてますので、そういうことになったんですけど、次の南海地震は震源が 10km から 40km という、それに比べれば大変浅いわけでございます、それよりもっともっと大きいということで、揺れが想像を絶するような揺れになるということです。小さな地震のときに、いろいろ考えることはたくさんあるかと思しますので、今後とも皆さんよろしく注意して、どこかの経験をさせていただきたいと。

早速ですけども、手元の議事の次第に従いまして、会を進めさせていただきたいと思えます。会の終了は一応 11 時 50 分を予定しております。今日も盛りだくさんのようでございますが、どうぞご協力のほどをよろしくお願いいたします。

まず、事務局の議事のアですね。「ワークショップについて」ということで、説明をお願いいたします。

(事務局)

本日、お手元にお配りをさせていただきました差し替えの資料 1 をご覧ください。ワークショップの開催の趣旨につきましては、前回の検討会でご説明をさせていただきましたので割愛させていただき、2 の参加対象者からご説明をさせていただきます。

ワークショップへの参加は、県内に在住する方のうち、高校生相当年齢以上の方、16 歳以上ということになりますが、を対象としております。今回、ワークショップへの参加は、

一定、社会性を有した年齢以上の方を対象とさせていただきました。高校生相当年齢未満の方の条例の接点については、このワークショップ以外の別の方法でご意見をお聞きすることが必要だと考えております。

ワークショップの開催場所につきましては、表に記載しますように7月の9日の高知市から9月の24日の安芸市までの県内10カ所で開催することとしております。ワークショップの時間は約2時間で、開催する日時は、開催する市町村の意向や地域の行事なども踏まえさせていただきまして決定をしております。

次に、ワークショップの進め方につきまして、ご説明させていただきます。追加で本日お配りさせていただきました資料1-2、「南海地震条例づくりワークショップの進め方とキーワードについて(案)」をご覧ください。この資料については、ワークショップの運営をお願いをしております高知NPOから出されたワークショップの企画書の案です。

1のワークショップの進め方につきましては、まず参加者のグルーピングを行います。ワークショップは、おおむね10名程度で1つのグループをつくる予定ですので、各会場40名程度の参加を予定しておりますので、4つ程度のグループに分かれていただくこととなります。グループは、沿岸部、都市部、山間部など似た居住地で構成することを原則と考えております。

ワークショップの進め方については、最初に5分程度ワークショップの目的について説明を行い、その後に南海地震の概要について20分程度、説明を行います。説明させていただく内容については、現在、高知NPOと協議をしておりますが、南海地震の特性や想定される被害、自助、共助で南海地震に取り組むことの必要性などについて、20分という短い時間の中で、できるだけ理解していただくように、まとめたいというふうに考えております。この南海地震の概要説明の後に、ワークショップの進め方について説明をさせていただき、グループ単位でワークショップを行います。まずグループごとに、話し合いをするキーワードを決めて、誰が、いつ、何をするのかを話し合っただき、最後に各グループからまとめの発表をしていただいで終了する予定です。

話し合いをするキーワードは、次のページ、裏面にありますが、次のページの別表-1になりますが、その表をご覧ください。表の左側に大分類、そして中ほどに中分類というふうに区分をしております。これは後の説明にもなりますが、資料4の南海地震条例に盛り込むテーマとほぼ同じ内容を挙げております。この中分類がキーワードになります。この中分類のキーワードの中から選んでいただくということを考えてます。キーワードについては、表の右側にグループごとに書き出す例としてお示しをしております、具体的な対策を発想しやすいものを設定をしております。この中分類の設定については、この設定が細かすぎれば、あまりご意見が出なかったり、あるいは特定の方のみが発言をするといったことになってしまいますし、逆に、この設定が大きすぎれば、意見が広がりすぎて中途半端に終わってしまうというふうなことが懸念されます。このため、このキーワードについては、3つの大分類で12のキーワードを設定をしようかというふうに考えております。

キーワードを選んでいただいた後は、各グループ、その下の別表-2 のシートになります。別表-2 のシートにポストイットで各自の考えを貼り付けていくということになります。まず、具体的な対策を書き出し、その対策の重要度を話し合っていて、二重丸、丸、三角をつけると、その後に、誰が、いつ、どうするのかを書き出すと。時間があれば、条例に盛り込むべき内容について検討をしたり、あるいはその別のキーワードで再度話し合うということにしております。そして最後に、グループごとに発表を行うということにしております。

もう一度、資料の1にお戻りいただきたいんですが、2枚目をご覧ください。4のワークショップの進め方については、先ほどご説明をさせていただきましたので割愛させていただいて、5の参加の申し込みにつきましては、郵送、ファクシミリ、メールで高知NPOまで申し込む。全体的な条例づくりに関する問い合わせについては、危機管理課までというふうにしております。

以上、ワークショップの開催や進め方につきましてご説明をさせていただきました。現在、高知NPOと参加者にできるだけ意見を出してもらいやすいようにワークショップの詳細な組み立てについて詰めをしているところです。

ただ、最初のワークショップが、7月9日の高知市で行うことになりましたので、既に市町村や地域のお世話役などの方を通じまして、関心のある方への参加の呼び掛けをさせていただいております。本来であれば、検討会でご協議させていただいた後で募集を行うべきところですが、全体のスケジュールといったものもございますので、このような形で進めさせていただいております。ご理解くださいますようお願いいたします。

なお、前回の検討会でもご説明をさせていただきましたが、各委員、ご都合が付きましたら、ワークショップにご参加をいただき、県民の方がどのような意見を持っているのかを直接聞いていただければというふうに思っております。また、お知り合いの方で参加できそうな方がいらっしゃいましたら、お声掛けをいただければ助かります。事務局の説明は以上です。

(岡村会長)

はい、ありがとうございます。

ただ今、事務局からワークショップについての説明がございましたけども、なかなか開催場所とか時間というのは先方の関係もございますので、今から変更というのはなかなか難しいのではないかと思います。ただ、ワークショップの進め方、あるいは話し合いのキーワードなどについては、これからいろんな委員さんのご意見を伺いながらですね、変更可能で、また議論していただいたらいいと思うんですが、キーワード等についてご意見、アドバイス等ございましたら、いただきたいと思っております。よろしくようお願いいたします。

発言についてお願いがございます。後で議事録を起こす関係上、テープに、テープというかレコーダーに入るようにマイクをお使いいただくようお願いいたします。各机に1つず

つございますので使ってください。お願いします。

(多賀谷委員)

これはどうなのでしょうかね。条例に盛り込むべき内容を話し合うということと、それから多分教育の目的ということも、教育啓発の目的ということもあるんだと思うんですが、この点は、この案ですね、条例に盛り込むべき内容を話し合うという、この開催趣旨のところですね、2行目、3行目。そのことがこの今のやり方ですね、どこのところに出てくるのかなと、いまいち具体的にイメージがつかめないんですけども、いかがでしょうか。

(事務局)

今のご質問については、ワークショップの開催実施要領の中の開催の趣旨の中で、「県民対話型で条例に盛り込むべき内容等を話し合う場、ワークショップを開催します」というふうなことだと思います。

ワークショップにつきましては、前回の検討会でもご説明をさせていただいたように、県民の方からさまざまなご意見をいただいて、それをもとに検討会の場でご協議をいただいて条例に盛り込むかどうかということをご検討いただくというふうな位置づけにはしてません。そのため、開催の趣旨の中では、条例に盛り込むべき内容等を話し合う場というふうに位置づけはさせていただいているところなんですけど、実際には県民の方にワークショップに参加をしていただいてお話しいただく内容というのは、やはり南海地震対策に県民の皆さま方がどのように備えるのか、県民の皆さんだけではないですが、事業者あるいは県という場合もございますが、それぞれの主体がどういったことをしていくべきだとか、解決法があるのかということ等を話し合うということになるかと思っています。直接的に、条例に盛り込む内容という形にはならないかもしれませんが、そこは、県民の方から出た意見を後でまとめて、それが事業的な提案なのか、それとも本質的に条例に盛り込むべき内容までのものなのかというの、後の事務局の作業の中で整理をして、それを検討会の場に挙げて議論していただきたくというふうなことになるかと思っています。

今回のワークショップの組み立てについても、先ほどご説明をさせていただいたように、時間があれば条例に盛り込むべき内容なのかどうかについても話し合っていたらというふうにも、いったん組み立てはしてるんですが、なかなか県民の方に、この内容がそしたら条例に盛り込む内容なのかというところが話し合いができるかっていうと、ちょっと正直難しいかもしれません。そこは何が重要なのかという重要度を二重丸、丸、三角で決めていく。後はそのまとめの中で、先ほど申したように、いったん事業的な提案なのか、施策なのか、そういったものをさび分けながら検討会の場で条例に盛り込むかどうかというのを議論していただければというふうに考えてます。以上です。

(多賀谷委員)

だいたい分かりました。要は、積極的に住民の方から条例に盛り込むべきものはこれだよという提示を直接的な求め方はしないと、そういうことですね。皆さん方が、住民の方がどういったことを要求されてるのか、気にされてるのか、そういったことをくみ出そうという会だというふうに理解すればよろしいですか。

(事務局)

はい。そういうふうにしていただいでよろしいです。

(青木副会長)

青木です。多賀谷さんのほうからも出ましたが、教育啓発という役割をワークショップそれ自身がやり、検討委員会も同時並行で進行となると、条例化の項目を選びだすのは大変だと思います。要は資料はどういうものをここで用意されるのかということがあります。ワークショップに委託するときに、NPOの方にどういう形で、主催がNPOですから、事務局からはどういう資料を出すことを考えていますか。

もう1つは、ワークショップへの参加について参加申込書がありますけども、検討委員会の委員はこれを出すということになるんでしょうか。ワークショップ自身に一員として参加するのか、行って、傍聴じゃないけど脇にいて聴くのかというあたりのことの確認をちょっとさせてもらう。

更にもう1つは、NPOさんをお願いですけど、実際に地域で防災だとかのチラシだとかをつくっていたり、実際に取り組まれている人がいるとすれば、それは持参してもらって、その紹介をしてもらうというのも情報収集となりますし、実際に防災活動だとかを自主的にやっているところがどんな活動をしているのかということも、これから重要な資料というか情報になりますので要望します。

(事務局)

それでは、青木委員のご質問にお答えをします。

まず1点目、どういった資料をこのワークショップで準備をするのかというご質問がございました。正直なところ、まだ細かいところ、詰めをしているところで、7月9日に高知市での開催が迫っております。

1つ、一番重要なのは、南海地震の概要についていかに伝えていくのかです。参加される方については、南海地震のことについてある一定、認識をされている方が集まろうかとは思いますが、ただあまり詳しく知らない方もいらっしゃるというふうに思います。その中で南海地震の特性であるとか、次の南海地震の被害であるとか、自助、共助が大切ですよといったこと、そういったことを20分の間で伝わるようなものを資料としてお出しをしたい。

ほか、映像を見せながら、映像とか写真とか、映像を見せながらということになるのか

と思います。この組み立てについては、現在高知NPOと県とで話し合いをしているところです。ある程度固まれば、会長の岡村先生にもご相談をさせていただきたいというふうに考えております。

あまり南海地震条例づくりをするための意見を出してもらおう場ですと、南海地震条例は一体何ですかというところを詳しく説明をしてもですね、ちょっと時間を取るということで、目的については簡単に説明して、やはり重点を置くところは、南海地震の概要についてきちっとお伝えをして、県民の方には南海地震に備えるために何が必要なのかというのをキーワードを選んでいただいて、そこで話し合いをしていただくというふうな組み立てにしたいということで、NPOと話し合いをしているところです。

それから、各委員のご参加についてなんですが、後でもちょっとご説明をさせていただこうかと思ってるんですが、ワークショップへの参加が可能な委員の方については、お電話でも構いませんし、ワークショップの開催実施要領の申込書によって提出していただくということでも、どちらでも構いません。ただ申込先は、高知NPOではなく危機管理課の方までお知らせをいただきたい。参加できる会場を併せてお知らせをいただきたいと思えます。ワークショップの参加については、各委員お忙しいことでしょうか、あくまでも願いの形です。強制するものではなくございませぬ。また、参加に当たっては、大変申し訳ありませんが、旅費とか謝金とかいったことは、ちょっとお支払いすることは予定をしておりますのでご理解いただきたいと思えます。

それから、参加する方法については、ワークショップのグループに県民の一人として加わるといったことも可能ですし、また、グループには加わずに、全体の意見をちょっと引いた形で伺うということも可能です。どのような形でご参加をいただくかは、個別に調整をさせていただきたいというふうに考えてます。

それから3つ目、NPOにお願いということで、各地域で活動や取り組みをしている方で、いろんな資料とか参考になりそうなものがあれば紹介をするといったご提案があったと思えます。このワークショップについては、啓発的な目的も併せて持っております。会場の入り口になるとか、中になるとか、それぞれ会場によって違いますが、県がつくった冊子であるとか、調査であるとか冊子であるとか、そういったものも展示をする、あるいは取っていただこうように置いておく、そういったことを考えております。先ほどあったように地域で活動している取り組み等があればというふうな話ですが、もし市町村に聞いてそういうものがあれば、そのコーナーに置いておいてご紹介をするといったことも併せて考えていきたいと思えます。以上です。

(事務局)

資料についてですが、青木委員が一番初めにおっしゃった中で、参加者の方に取っていただく資料については、今話ができているのが、この「南海地震に備えちょき」というこの冊子、地震で、南海地震の主な概要や備えの仕方などが書いてますので、これを

全員に配布できるように今構えています。

それから、南海地震における被害の程度等については、この「第 2 次高知県地震対策基礎調査」のほうに統計資料とか、予測の数字とかは出ていますので、これで被害を分かっていた資料としては配布する予定です。

それから、南海地震の「命を守るための 7 つのチェックシート」で、このワークショップに来ていただいた方にぜひ備えの行動に出ていただけたらという思いもありますので、中にどういう備えをすればいいかということなんかも帰ってからお考えいただけるように全員に配ることができるように今しています。

県はということを、例えば今回は地域のことや自らの備え、また一部は行政にというような話が出てくるかと思いますが、県は何をしているのかということに対して、答えられるのはこの「南海地震に備える基本的な方法と当面の取り組み」という冊子がありますので、全員に配布できるようにはしています。

それから、開催についての周知として、開催要領がありますが、これはとても見た目にはちょっと字ばかりで心をとらえるところがありませんので、この金曜日に開催日時と場所、それからどういう趣旨で南海地震づくりが県でスタートしたのかということについて、皆さんとともにつくっていきましょうと呼び掛けるパンフレットが出来ています。ボリュームとしては A4 の 4 ページ、この見開きのパンフレットと同じような形態のものが、オレンジ色のさわやかなイメージで作っておりまして、それを周知に使って、また会場でも配って、また今後南海地震条例づくりに参加していただけるように、周知で使っていきたいと思います。本日ちょっと持ってくることはできませんでしたが、後ほど出来上がりましたら委員の皆さまにお送りしたいと思います。

(岡村会長)

はい。ありがとうございます。どのような資料、用途を持っているかということですね。

(西坂委員)

ワークショップで、最後にまとめの発表があるというふうに書いてあるんですけども、その場に参加してらっしゃる方は、そのグループなりほかのグループのご意見とか、まとめの意見っていうのを聞く機会があると思うんですけど、それ以外の、私たち検討会の委員以外の方が、どういう形でこういう意見なりを目にすることができるのかっていうのをちょっと一度確認したいということと、せっかく 7 月からこういう形で県内回っていきますので、これができれば 1 回きりにならないでもらいたいというか、今後の条例に関係ある、関係なしじゃなくてですね、学習会という形で周知していくためにも、できればモデル例みたいになってもらいたいなっていう気持ちもあるので、どんな意見がこう、本当に挙がってきたのかっていうのをもう少し県民の方にも分かる方法が、例えばホームページとかだと思うんですが、どういう形を今考えていらっしゃるのかっていうのをちょっとお

聞きしたいと思ってます。

(岡村会長)

はい。目的は、県の条例をつくるということですけど、それをできるだけ教育啓発のほうにも役立てる、あるいはその仕組みっていうのをどういうふうにするかということですね。

(事務局)

ワークショップに参加いただいた県民の方、さまざまなご意見が出されると思っております。当然そのご意見というのは、参加できなかった方にもお知らせをしていく必要があると思っております。ワークショップについては、7月から9月、10回開催をするということで計画をしております。各月単位ごとに委託先の高知NPOからは報告書が上がってきます。報告書のスタイルについては、ワークショップの中で話し合うシートをまた、ちょっとまとめたような形になるんですが、誰が、いつ、どういうことをすればいいのか、そういったシートをもう1回整理をしたものが月単位で事務局のほうに上がってきます。それをまた若干手を加えて、検討会の場にお示しをして議論をしていただくということで考えておりますが、そういった資料についてはホームページ上でも見られるような形で載せたいというふうに考えております。

それからあと、このワークショップだけに限らず、今後こういったもの、学習会という形とかいろんな形でやっていただければというふうなご意見につきましては、今回のワークショップが非常に効果的であればですね、どういう形で今後進めていくかっていうのはまた行政内部で事業という形でどういうふうに組み立てていくのかってことにもなるかと思いますが、検討していきたいというふうに考えてます。以上です。

(岡村会長)

具体的に中身になりますと、今のところ会の趣旨であるとか開催の手順であるとかというふうな話、ご意見を伺っているところなんですけど、具体的なお話の中身は別表-1の裏ですね、ご覧いただければよろしいかと思っておりますけど、具体的なキーワードですね。キーワードっていうか、きっかけをつくるというので挙げてありますけども、基本的には大分類、中分類って具体的な対策って、1つの例として書いてありますが、こういうものでよろしゅうございましょうか。

基本的には災害発生の時系列的に会をやるということで、多分前回もお話が合意を得られたと思うんですが、自らの命を守るという、これが大前提で、人の命を助ける、それから被害に向き合いながら再建に向かっていくという流れでございます。

そして中分類としては、それに対するキーワードというか文なんですけど、そこに10項目ぐらい仮に挙げてございます。これに関して何か具体的にご意見等ございますでしょうか。

か。

(小野委員)

小野です。このワークショップの検討シートというのでちょっとお聞きしたいですけど、このキーワードというのですよね、これは一会場が40人集まって、先ほど10名ぐらいずつの話し合いになるということでしたが、その10名の中から、キーワードを選ぶのでしょうか。

あと、例えば大津波から逃げるというのが4分類同じ、津波から逃げるというふうなキーワードになっても、それはそれで進めていくかっていうことと、このワークショップは高校生以上が出席ということですが、三里地区では防災フェアを毎年1回、藤原委員さんのほうでやっておられますが、その中で、自分たちの地域は、津波の到達時間が近いということで、中学生そして小学生がすごく学習をして発表しておられました。このワークショップは高校生相当年齢以上の方ということですが、先ほどもおっしゃられましたが、ぜひ中学生、小学生の意見も聞く機会があれば、そういうふうな機会をつくっていただきたいと思っております。

(岡村会長)

はい。まずキーワードの取り扱いなんですけど、多分全体の流れの中でということでしょうけど。

(事務局)

すみません。キーワードについてはですね、まずグループ分けとしては10名ずつグループに分かれるということで、40名集まれば4つのグループができると。そのグループごとにそのグループが話し合うキーワードを選んでいくということで、結果として全部が津波になってしまうというふうなことはあるかと思いますが、ただ検討会で議論するに、1回から10回まで全部、大津波から逃げるというものが出来たら、ほかの意見が全然聞けないということになりますので、そこは10回ありますので、様子見ながら、あるところはこの部分で、キーワードでお話をいただくということをお願いをしていくというふうなことになるかと思えます。

ただ、一定地域特性でグルーピングを考えていくということですので、当然海の方に山の話、山津波の話をとということにはなりませんし、逆もしかりだと思います。そういった10回の中で若干偏らないような形での配慮というのはしていきたいというふうに考えております。そこは委託先である高知NPOもそういうふうに申ししておりました。

それから、あと中学生、小学生の意見を条例づくりに反映をさせたいというふうなことだと思います。その必要性については事務局のほうも認識をしています。ただ、ワークショップということになりますと、一定年齢の方以上のほうがいいんじゃないかということ

で、今回のワークショップについては高校生相当以上というふうな形にさせていただきました。どのような形で中学生、小学生などの意見を聞くのかということについては、県の教育委員会等とも、また話をしながら、どういった形が取れるのかということを検討してみたいと思います。また、こういう場で、こういう形でやったほうがいいよというご意見があれば、また事務局のほうに寄せていただければ、今後の組み立てに際して参考にさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

(岡村会長)

具体的にご質問いただきましたので、やっぱり津波が来るところは津波だけになりがちなんですね。これは非常にまずいで、地震が来るということで、中学生がやっている作業というのはどうやって逃げるかっていう、自分は逃げられるっていう前提があるんですが、それがだいたい成り立たないということが非常に多くて、過去の例を見れば、そこら辺はきちっと誘導していく必要がある分だと思います。間違っていればはっきり間違っているとやってやったほうがいいだろうと思います。

(土居委員)

これを見るとですね、何かこの文章的にはですね、全部健常者を対象にした話し合いばかりのように見えるんですよ。私は、やっぱりですね、障害者そして独居老人、そして災害弱者と言われる方に対して検討してくれているのかな、来てもらえるのかなということを感じるんですね。やはり同じように、特に健康な方は、勝手に逃げることができるんですけども、逃げられない障害者の方、または独居老人の方、そういう方に対するですね、話し合いの場というのは持ってもらえないのかな。ここのことをお願いできればなと思いますけど、ここのところはどうなのでしょう。

(事務局)

キーワードのところ、例えば大分類で「命を助ける」の中で、「逃げ遅れや生き埋めの人を助ける」という中に災害弱者っていうものも含まれるというふうには思っているところなんですが、ただ位置づけがですね、十分な位置づけをしておりませんので、例えば逃げ遅れや生き埋めの人を、災害弱者を助けるというふうなことで、災害弱者も位置づけて、この中で具体的な対策、誰が、いつ、どうするのかっていうのを話し合ってもらおうというふうなことにさせていただければというふうに思っております。

あと、例えば「被害に向き合う、再建する」の中で、避難生活や被災生活を送るということの中では、当然災害弱者の方にどのような形で支援をしていくのか、サポートしていくのかっていうのも、このキーワードの中で話し合いをしていただくことになろうかとは思っています。このキーワードの中に災害弱者っていうことだけを盛り込むと、皆さんが、お話がグループの中でできるのかどうなのかっていうところもあってですね、災害弱者も

含めてキーワードに設定をして、その中で災害弱者については、誰が、いつ、どういうふうにしていくのかっていうことを話し合っていたらということで、今のところ考えておりますが、それは違うよと、災害弱者っていうのはキーワードの中にきちっと位置づける必要があるよということであれば、ご協議いただければと思います。

(岡村会長)

別項目でやるべきなのか、いかがですかね。

(武市委員)

武市です。今、私もこのところが少し気になってました。情報障害を持ってる、このワークショップそのものに、社会性を持っている人たちに焦点を当てるパターンと、実際の当事者、情報障害を持ってる方たちも、別組みでこの同じ内容を議論できるのかっていうふうなことも、開催していただけるのかなということと、それと、いろんな参加者の意見を、よく皆さん、ホームページに載せますって書いてるんですけど、この情報障害を持ってる方たち、例えば高知県は高齢化率が高いので、ホームページまでアクセスできる方が、何%高知県にいてるのかなってということが気になりました。

私もすぐインターネットで、高知に居ながら、沖縄なり、それこそ海外の情報もすぐ取れるんですけども、その取れる方が何人いてるのかなっていう疑問もありますので、よく、これも見るとホームページに載ってるよってということが、即書かれてるんですけど、そのホームページまでアクセスできる人が何人いてるのかなってということが気になるので、そのことをこれだけに頼るのではなく、独居老人の方はまずパソコンを持ってませんので、それをチラシなのか、ラジオなのか、テレビなのか、こういったメディアで情報を伝えるのかっていうことも、そこがこの検討委員の中での話し合いにもなるのかなと、すいません。ちょっと内容があちこち飛び交って、すいません。

そこがすごく気になりました。今、土居さんが言われたように、このキーワードの中の盛り込む内容として、私、車いすに乗ってるんですけど、私たちが考えることと、実際車いすなり、目が不自由な方、耳が聞こえない方が考える内容とがまた若干差が出てくると思うので、このワークショップのこの参加対象者の中にも、私、別々に参加者を設ける必要はなくて、同じこのワークショップの中にも、私がこういう車いすで、この委員の中に入っているように、目の不自由な方でもワークショップの参加者の対象の中にも入れていただきたいなっていう思いがあります。

(岡村会長)

1つはですね、やっぱりネット社会になってきて、ネット社会以外の方がネット弱者になってしまっていて、そこに十分に情報が行き渡らないという現状はやはり改めていかなければいけない。そこに配慮していかなければいけない。こういう視点が不足していると、やは

りいろんな障害が出てくるから、これから高齢化を迎えますんで、どんどん増えていきます。これでおっしゃるとおり、情報が非常に限られてくるわけですけど、そういうものを使って情報を出していかないといけないだろうという方向があると思います。

それから、今のお話は、もう 1 つはわざわざ別立てじゃなくって、この中に、そういう検討項目の中に、サブで、キーワードの次の項目でしょうか、その中に入れていく。あるいは今、土居さんが言われたんですけど、命を助けるという前に、自らの生命を守るっていうところで、既にできにくい方がいらっしゃるという視点を、意味をつけていかないと、入れていかないと先に進まないのではないかっていう気はするんですよね。いかがでしょうか。

(事務局)

ワークショップへの参加につきまして、障害のある方など、災害の弱者の方についても参加をというふうなことのお話がありました。当然のことながら、ワークショップへの参加はそうした方にもぜひご参加をいただきたいというふうに考えてます。ただ、どこまでそういった方に、ワークショップをやってますよと、参加いただけますかっていう声が届くのかっていうのは正直感じております。それぞれの委員の方々にそういったネットワークがあれば、ぜひお声掛けをいただきたいというふうに思います。先ほどお話ししたように、今週金曜日にはチラシも出来上がりますので、それも各委員さんのほうには、お返しをさせていただきますので、もしそうした方にご興味のいらっしゃる方がいらっしゃれば、お声掛けをいただければ助かります。

ワークショップの参加の呼び掛けとかいったことについては、ホームページには当然載せております。ただ、これだけではなしに、市町村役場にも直接お願いをして、関心のありそうな方がいらっしゃったら、お声掛けをいただけないかというふうなことも頼んでますし、それから高知NPOのネットワークの中でもいろんなネットワークがありますので、そちらのほうでも声掛けをいただくというふうなことにしています。

ただ、各回の参加者が 40 名というふうなことになってますので、40 名を若干超えるという部分は何とかできると思いますが、大幅に超えた場合には、先着順というふうな形になるかと思えます。いろんな形で呼び掛けをさせてもらってますんで、どれくらい集まるのかって、正直まだ分からないところでもございます。呼び掛けについては、そうした直接の呼び掛けだけではなく、ラジオ、テレビなどでも報道機関の協力をいただいて、呼び掛けをさせていただくというふうなことも考えてます。

ワークショップで出た意見をどのような形で県民の方に生かしていくのかということについて、ホームページに載せるというふうなこと、あるいは検討会の場にも当然出しますので、傍聴に来ていただくというふうなこともあるかとは思いますが、ただ、どうしても情報を伝える方法が偏ってしまうというふうなことはあるのかなと思えます。

ワークショップの意見については、かなりボリュームがございますので、広報へ載せる

といったこともちょっと難しいとは思いますが、これからちょっと考えなければならぬんですが、例えば市町村等をはじめとして、情報コーナー、県内に150近く設けております。そこに、見ていただくということで、そこにはワークショップだけでなしに条例に関する資料一式を置いて、見ていただくといったことについても、対応していかなければならぬのかなっていうふうに、今ちょっと思ったところです。ちょっとお答えになったかどうか分かりませんが、事務局よりは以上です。

(半田委員)

半田です。先ほどワークショップに障害がある方とか高齢の方が入って意見を出してもらおうというのは、とても大切な視点だと思います。市町村の社会福祉協議会に、声を掛けて、障害のある意見の言える人を紹介してもらったらいかがでしょうか。また独居の高齢者本人が出てくるのが難しければ、独居高齢者のことを把握している民生委員の方など、地域の福祉関係の世話役をされてる方に出てきてもらうようにすればいかがでしょうか。社協に依頼すれば、声を掛けてくれる可能性はあると思います。県社協から声をかけた方がよろしいでしょうか。

(事務局)

はい。事務局のほうで、また依頼文書を出させていただいて、ご協力を求めたいというふうに思います。

(岡村会長)

時間とか距離とか移動の問題とか、本当に福祉関係、よく地域の方一人一人についてご存じですので、そういう障害の程度にも応じて、やはり配慮して選定していただくお願いをするっていうのは大事だろうかと思います。

(上田副会長)

上田でございます。今の障害者とか独居老人などの弱者の参加についてですが、今ご意見が出ていたように、直接参加されるというのが1つの選択肢ですが、もう1つの選択肢として、申し込みして出席される方が決まりましたら、その人たちに、自分の周りにおられる障害者とか独居老人の方など災害弱者の方の困難な状況の意見を、事前に広くお聞きしていただいて、そういった皆さんの考え方を反映する形で、ワークショップに臨んでいただくというのも1つの選択肢だと思います。

(岡村会長)

はい。ありがとうございました。

今までの話の内容というのは、健常者に偏った危険性というか、問題点というのを、出

していただいたと思うんですが、それは具体的にはやっぱり参加者、例えばその情報をどのようにそこに伝えていくかという工夫の仕方、時間もかかるんだと思うんですけど、できるだけ予算を含めてそこら辺の検討、それから改善等をお願いしたいというふうに思います。

ワークショップって、開いたって言うんですけど、常にそうなんです。誰かがやるワークショップっていうのはそこに来る参加者の選び方によってすべて決まってしまうというのもあるんで、そこに対する配慮もないと、やっぱりあのワークショップは何だったんだろうという話にもつながっていくと思うんで、ご配慮よろしくお願ひしたいと思います。

ほかにございませんでしょうか。

(土居委員)

赤十字の土居です。このキーワードが即流れるかどうか、ちょっと分かりませんが、言葉として非常に引っ掛かるんですが、まず1番。「地震の揺れから身を守る」という。守りようがないです、こんなものは。地震の揺れから身をどうやって守るんですか、と僕は思います。地盤が揺れているのに、よっぽど揺れないところに行かない限り、身を守れませんよね。だからこれ、多分言いたいのは、つぶれないような安全空間、要は地震による建物といろんな倒壊物など色々なものから身を守りますか、なら分かるけど、何か揺れてる地震、揺れてるときに、そんなもん守れるかなと思って、ちょっとこう感じるんですね。

それから、「地盤沈下、液状化」。ここから身を守るって、こんなことができるかどうかと思いますけれども。この言葉を何かもっと、命の自己保全というふうなことから考えるなら、自主、自助といったところから考えて、自分を守り、自分を助けるということから考えていくと、言葉がもうちょっと変わってきてこなきゃいけないのかな、という感じがするんですけども、これ、簡単にこんな言葉使ってますけども、いつも引っ掛かる言葉なんですけど、これはどうでしょう。専門家の先生がおられますけども。

(岡村会長)

その次に、具体的な対策ということが書いてあって、そのためには耐震診断、今県でやってるんですけど、と耐震補強ですね。補強に関しては、かなりいろいろまだ具体的問題がありますが、特に家具の転倒防止対策っていう、具体的な対策の例を、本当に一例だけなんですけど、書いてありますけど、これをもっとフィードバックするってことでしょけど、いかがですか。事務局。

(事務局)

「地震の揺れから身を守る」と、ちょっと言葉が足りないかもしれないんですが、地震の揺れの被害から身を守るということですよ。

(土居委員)

なら分かる。

(事務局)

まさしく、建物の倒壊を防ぐとか、落下物対策をすとか、自動販売機などもありますし、あと地域の揺れがどれくらいあるのかっていうのをあらかじめ県で出してる被害想定等もありますので、そういったので知っておくとかですね、揺れの被害から身を守るためには、さまざまできることがあると思いますんで、ちょっと被害という言葉が足りなかったかかもしれません。そこはまた修正をさせていただきます。

(岡村会長)

地盤なんですけど、私もこれ、非常にこれを言うたびに、何か無力感というか、そこに住んでしまった以上、もうどうにもならないというところが一方ではあります。自分で地盤改良できるわけじゃないのでね。長期的にでも、10年、20年ということがあれば、より安全なほうにシフトしていただくという個人の努力もあり得るのかな。ほとんどの方はできない。津波の来るところに居を構えた以上、津波から逃げることはもうできないわけですよ。そういうことを知っておくということも大事なんですけど、これは個人では、なかなか難しい。町をつくってそこに人が住んだ以上ですね、そこから根本的に地盤災害から逃れるっていうのは、なかなか実は難しいってわけですね。新興住宅地でも同じ問題があります。半分は埋め立てておりますんで、斜面のところは、ずれるとやっぱり壊れちゃうってことなんですね。県のほうばかり聞いても仕方ないと思いますけども。

あともう1つですね、この10項目挙げた部分ですけど、私もちょっとびっくりしたんです。「ペットや家畜を助ける」ということが書いてはございますけど、ほかの項目の大づかみの項目に対して、非常に細かくて具体的なんですけど、ちょっと重み付けが何か変だなって思ったんですね。ただ、具体的にはですね、連立的に一般の方とこう、いろんな住民の方と話していると、私はですね、ペットが死ぬぐらいだったら私は一緒に死ぬと言う人がいるというのが現実なんですよ。これはお年を召せば召すほどですね、地域とのコミュニケーションが取りにくくなって、ペットがもう家族の一員になっている。これはもう事実なんで、大事なのかもしれません。これから高知は大事になんのかなという気もするんですけど、ほかの大づかみのテーマに比べると、あえてこれを挙げた理由って何ですか。

(事務局)

これはNPO側からの要望もあってですね、やはりペットを非常に家族同様、大切にされている方もいらっしゃる。それをどういうふうに助けるのかってところ。避難生活の中でもですね、ペットと離れて暮らさないかんというふうなことも当然あるのかなと思います。

ますんで、そういった経験というのは、阪神・淡路大震災でもございますし、新潟の中越地震でもあったというふうに聞いております。で、NPOがこれを入れたいと。

それからあと家畜についてはどうしても生活がかかっている部分で、中越地震のほうでは、コイの問題とか、いろいろありましたが、そういった観点からキーワードの1つとしてこれを入れたいと。これが選ばれて、これに基づいて話をするっていうことになるかどうかは分かりませんが、非常に重要だという受け止めをして、ここへ入れさせていただいています。

(岡村会長)

委員さん、どうですか。この項目について。

(半田委員)

実際のニーズとしてはあるでしょうね。緊急性があるか、ということもありますが、ワークショップでそれぞれのグループが選ぶのであれば、別に置いてあることは構わないんじゃないでしょうか。

(岡村会長)

置いてあるのは構わない。

(事務局)

テーマについては、NPOと話をしながらつくってます。で、本当にこのテーマだけでいいのかどうかというところもですね、やはりワークショップをやる中で、自分たちはこんなことを話し合いたかったっていう声も場合によっては出るんじゃないのかなと。そしたら、逐次そのテーマを追加をして、後のワークショップに臨みたいというふうに考えております。今、県とNPOで話し合った中では、こういったキーワード、あまり意見が出づらくなならないような形で、こういったキーワードを定めてはどうかというふうな話になってます。半田委員さんもおっしゃったように、ペット、家畜が入れておくと選ばれるかどうかというのはちょっと分からないということになるかとは思いますが。

(岡村会長)

それと似たような意味で、「大津波から逃げる」って一言ですべて書いてあるんですけど、これも同じように漁師さん、たくさんいらっしゃるわけですね。零細の漁師さんなんですけど、それで実際はほとんどの方、まず船のほうへ行くとおっしゃるんですね。これは、家畜をどうするかっていうことと、もっと緊急かつ重要かもしれないですね。こういうことを考えておかないと。海側でやったときに、その問題にするべきことだから。漁師は船が一番大事なんですよ。

はい。ほかにございませんでしょうか。

(細川委員)

失礼します。遅れてきて申し訳ございませんでした。私、ずっと1回目からこの会へ出席させていただいてるんですけど、すごく重たくって、責任がすごくずっしりかかってきているような、何とも言えないような会だになって、これに入っちゃってよかったんだろうかっていう正直な気持ちです。

ただ、私はこれ、資料として出されてるんですけど、これ以前の問題じゃないのかなって、県民がどのくらいこの南海地震に対しての危機感を今持っているかっていうことが、ちょっと分かりづらい部分があるんです。私たちもそうですし、私たちの職場でも第1回目のちょっとちらっとした話はしたんですけど、さほどこう危機感を持ったような感じもないと。それに職場も火災訓練はするけれど、この地震に対してのそういう備えとか訓練とかがされているようには、正直私思っておりません。医療関係に勤めてますので、やはり患者さんを守るというのが私たちの第一の仕事なんですけれど、日赤だけについていう部分ではないと思うんです。やはり、郡部も相当の思いがなければ、なかなか、その辺がうまくいかないんじゃないかな、郡部にはお年寄りがほとんどです。私たちの地域でも、今私の部落なんか、私たち世代だけが、1世帯だけが若い者がいるというような状況です。さてそこで、お隣のおじいちゃん、おばあちゃんどうするかなんて言われたって、これはちょっとどうなのかなって。

岡村先生にご講演をいただいたときに、お隣の方がどこで寝てるのか、どこにいつもいるのかっていうことをしっかり把握しておいてもらいたいという話を聞きました。私早速、近所を回って、「あ、おばちゃんここで寝てるんだわ」とかって、ちょっと調べてみたんですけど、やはりそういうことって大事ではないかなって。だから、もっともっとそういうことを啓発していくことも考えなければいけないし、ただこのワークショップの時間帯、日にちを見ると土日が多い、すべてですよね。土日っていうとどうなんだろう、若い人はやはり昼間遊びに行って、そういうことも考える。夜間想定っていうことも考えていただけなかったのかなっていう部分もあって、ちょっと事務局のほうにもお聞きをしたいと思ったんです。

そして、医療関係のほうにも、南海地震に対する対策っていうものがどのくらいできているのかっていうことも、ちょっとお聞きしたいんですけど。

(岡村会長)

はい。時間と企業への浸透状況。分かる範囲でお答えいただけますか。

(事務局)

ワークショップの時間については、さまざまな時間帯の設定があると思います。朝やる、

昼やる、夜やるとか、いろいろあるとは思いますが、今のところ、この時間が参加しやすいんじゃないかというふうなことで、地域の行事等も配慮しながら、設定をさせていただいてます。

今回のワークショップの目的というのは、一番の目的は条例に盛り込むために、県民の方々のご意見を吸い上げるっていうふうなことが目的です。それと併せて、できれば啓発もというふうなことも考えてるんですが、ワークショップに参加される方は当然、啓発を受けるべき対象じゃないような詳しい方もいらっしゃると思いますし、そうではない、地震に対して、恐怖や不安を抱えながらもなかなか解決策がないというふうな方もいらっしゃると思います。

その中で、地震について全く考えてない方がこのワークショップに参加をするといったことは、あまり考えにくいんじゃないのかなと、ある程度地震に対して関心のある、あるいは不安のある、あるいはいろんなことを言いたい方がこのワークショップに参加をしていただけるんじゃないかというふうに考えてます。

まるっきりそういったことを考えてない方については、要は啓発を今後どうしていくのかっていうふうなことになってくると思います。そこは、この条例にどう盛り込んでいくのかっていうふうなことにもなるかと思ったり、条例に盛り込んだ後、どんな形で啓発を進めていくのか、誰が、どういう形で啓発を進めていくのか、そういった本質的な議論になってくるんじゃないのかなというふうに思ってます。

あと、医療関係における対策はどうかというふうなこと、ちょっとそこは私も直接どうかというところは詳しくは分かりません。逆に土居委員さんのほうが詳しいかとは思いますが。1つは医療機関の耐震化の状況を見てもですね、いろんな医療経営の問題であるとか、入院患者等の問題から、耐震性のない建物がそのままになっているというふうなことはありますし、あと津波の危険地域にある医療機関であれば、その対策が十分しっかりできているかという、まだまだできていないんじゃないかと思ったり。先ほどの啓発と同じように、やはりこれをどう変えていくのかと、条例にいかん盛り込んでいくのかというのが大きなテーマではないかというふうに考えます。ちょっとお答えになってないかもしれませんが、以上です。

(土居委員)

日赤の土居です。命を助けるというのは、これは大変なことなんです。私たちがその仕事が大変だからという形の中で、日々仕事をがんばっているんですけども、まずこの間もですね、一例を挙げますけども、13年に幡多で大水害がありました。そのときにですね、おばあさんが、最終的に助かってきてるんですけども、その話の中でですね、「もう置いてくよいてくれ」と。「私はもう過去も経験もしゆうき、逃げんでも構ん」と。それを逃げないかんと言ったのが地元の青年団。青年団の方がですね、「おばあちゃん逃げな。一緒に逃げろ」と。「大変だから逃げないかん」「いやもうえい、分かっちゆうき、もう逃げんでも

えいき」という形の中で、どうしても私は逃げなかった。そうしたらですね、その青年がたまたま赤十字のプログラムを受けてあったんですけども、「おばあちゃん、一緒に逃げんと迷惑をかける。あんたが死んでいなくなったら、もっとみんながあんたを捜しにいかないかんき。どうぞ私の背中へね、背負って帰るから、逃げるから、一緒に逃げてくれ」と。その言葉に私は、みんなに迷惑をかける、私はここにおったら、みんなに迷惑をかけやせんとと思う。そういう考え方の方がいっぱいいるということなんですよ。もう過去の経験を積んで、積んで、積みまくって、またか、またか、またか。ああ、何も無いじゃないか、何も無いじゃないか、という形の中で、なかなか動けん。動こうとしなかったらしいですね。けども、おばあちゃん、一緒に逃げないとあんたがいなくなったら、村人はみんなあなたを捜しまわらないかん。大変な迷惑がかかるよと言って、その言葉に要はじんときて、その青年の背中に乗ったということでした。そういう方が、地域にはいっぱいいるということですね。そうしたことを知って、こうしたことの話し合いがされないと、なかなか本物のものにはならんという。あくまでも机の上の話し合いばかりでは、何もいいものはできないんだらうなっていうふうに思っております。

ペットや家畜ですね、これも確かに大事なんです。被害の生活の中で、後で出てくる問題なんですけども、しかし発災時にですね、ここまでやる必要があるのか考えなきゃいけないのか、ということなんですね。これはやっぱり、そんなことよりも、もっとぐっと後でなる問題であって、避難所生活が始まって、じゃペット避難所に入れちゃいけませんよ。じゃあ、ペット用ですね、避難するエリアをつくっていくとかですね、いうふうなことになるんじゃないのかなという感じで思っておりますけども。逃げ遅れるってことは、ハザードマップ、いろいろこう出てくるんですけども、そのハザードマップの中にですね、先ほど言ったですね、そういう弱者がどこにおるのかということが、平常時におけるわれわれのですね、1つの活動の中で生きてくるというふうな部分はあると思います。参考までに。

それからもう1点。

今医療の話が出ましたけれども、県下に約 1,000 名のドクター、ナースなどの医療従事者が登録してます。その方に対してですね、赤十字と医師会の一部、ほとんどが赤十字なんですけども、一応指導するということで、平成 17 年まで一緒にやってきました。で、18 年、今年から医療センターのほうに県が委託されまして、県の医療センターからの災害医療の救護訓練やるということで今やってるはずですよ。その医療救護に、特殊状況下における訓練なんですけども、この特殊状況下における平時医療と災害医療の違いを、今われわれがずっと教えて、もう十数年、県下の医療看護師さん、ドクターに教えて、今現在きました。そこに登録をしていないドクター、ナースはですね、われわれの講義を受けることができないということは事実としてあります。

ただ、関心のあるお医者さんは、やはり登録はしておりませんが、という形で勉強させていただきますということで、来られる方もおります。ほとんどの看護師さんは、飛び込みではほとんど来ません。参考までに。

(岡村会長)

はい。いろいろご意見ありがとうございました。

ワークショップということに戻りますが、その内容をいろいろ今ご意見いただいたんですけども、ほかにございませんか。

(西坂委員)

私が最初に質問した、どういうふうにはほかの人にも知らせる方法があるでしょうかという、例えばホームページとかっていうふうにお答えいただいたんですけど、ちょっとそれに関連するのかもしれないんですが、この募集を例えばNPOのネットワークを使ったりとか、いろいろ工夫されて募集をかけるということなんですが、ぜひそのメディアの協力等も得てですね、このワークショップの様子というのもぜひ映像化して、紹介いただけるようなことを何とかお願いできないかなあというふうにも思っております。

というのも、本当に県民の方だけが、だけがというか、集まって率直に意見を出す場っていうのが、このワークショップが初めてだと思うので、この検討会も私のように一般の人も入っておりますが、やはりニュースとかそういう映像を見ましても、こういうような形でやっておりますと、何かこう、出来上がったような印象しか私は受けない、印象を受けなかったので、ぜひそれこそ、災害の弱者の方が入っている多様な場であるんだよっていうような印象だとか、本当に実は知らなかったんだとか、それこそ間違ってた知識を持ってたっていう、知らなかったとかっていう情報もぜひほかの人に伝えてもらうような、そういう何か広報の仕方も1つあるんじゃないかなっていうふうに思ってます。

というのも、「具体的な対策(例)」っていうところを見ますと、耐震診断を受けるとか、水を確保するとかっていうのは、一般的にやらなきゃいけないよねって言われてるようなことの内容だと思うので、それをどの程度やってなかったんだとか、例えば津波から逃げるっていうことに対してもですね、私自身この資料を読ませていただいて、実は50cmの津波っていうのは大したことないと思ってたんですけど、それでは人が立って歩けないとかっていうことも初めて知りましたので、そういうことの、知らなかったんだあっていう、ちょっと何と言っているかわからないんですけど、これからつくっていくんだっていうような印象もぜひ広報という形で、率直な意見というふうな形で何か出してもらえるような方法があったらいいなと思ってます。

それが手っ取り早いのがホームページだと思うんですけど、できれば映像化したりとかですね、もっともっとう、市町村とか、もうちょっと、すそ野に広がっていくような方法がぜひ設けていただけたらいいなと思ってます。

(岡村会長)

はい。一方では自主防災組織の組織率を上げるということで、具体的に進められてるわ

けですけど、地域でそういう普及、教育活動というのは、一方では非常に重要になるんですけど。参加される方はいつも参加されるし、参加されない方はされない。参加されない方も物理的にできない方と、あえてしようとならない人。いろいろレベルがございます。今までやってきてることの延長上でやるしかないかなあとも思うんですけど、いかがですかね。今のご意見に関して。

(事務局)

報道、広報の在り方についてご意見がございましたが、その映像化するといったことについて1つは例えば番組をつくるということがあるでしょうけど、予算的な面でなかなか番組つくって放送するということは今の今年度の予算では対応できてないということですので、各報道機関に協力をお願いをしてニュースとして流すというところが実際限界なんじゃないのかなというふうに思ってます。

そこについては各報道機関のほうにワークショップを開きますというふうなことをお伝えをして、できる限り取材に来ていただくというふうなことはしていきたいというふうに思ってます。

(岡村会長)

はい。そういう説明でした。

ぼちぼち次のほうへ行きたいんですが、よろしゅうございましょうか。まだ意見あると思います。

(多賀谷委員)

ごめんなさい、多賀谷です。キーワードのところですね、これだけでは分かりにくいということがあるんで、先ほどの災害弱者のようなものも含めて、何かこうサブキーワードのようなものを考えてみていただけたら、ありがたいような気がするんですけどね。話が広がるかなあと。単なるアイデアですけども。そういうことです。

(岡村会長)

はい、同感です。中分類の後に、対策の前にもう少し、そういう人たちの、いろんな人たちがいるということがいるのかもしれないね。1項目。どうしてもそういう感じがいたします。今の皆さんのお話の中で思いました。はい、ありがとうございました。

それじゃあ、申し訳ございません。次に行かさせていただきます。

前回の検討会では、今日と多少ダブるところもあるんですけど、いろんなご意見出ました。ただ、条例というものが一体何なのかということと条例の中にどういうものが盛り込めるのかという項目について、私自身が実はきちとした知識がございません。それでどうしても中身を議論を詰めていくためには整理しなければならないことが2つくらいはあ

ろうかと思いますね。

1つは皆さんが本当にさまざまなことで議論をなさって、一体これをつくって、一体効果があるのかということです。あるいはそれをつくったからと言ってどういうことができるのか、その限界はどういうところにあるのかということをやはり知っておきませんというんな無理がくるといふ、あるいは本質的におかしくなってしまうては困りますので、そういう限界というものも知っておくのが大事だと思います。

2つ目は、中身はどこまで掘り下げるのかということなんですが、幾つか議論をして、項目を挙げていくということが必要ではないかっていうふうな意見もございました。それで、会の後に役員会というか、ここに居ます県の方で検討会を開きました。その結果、南海地震条例をまず、盛り込むテーマを議論する前に、今言いました条例の効果とか限界ということ、それから南海地震対策を今回定めようとするんですけど、対策と具体的にどういふこの条例の関係にあるのかということをもう1回整理をいたしまして、全体像について議論しておく必要があるのじゃないかということになりました。

イの「南海地震対策における条例の位置づけについて」ということと、ウの「条例に盛り込むべきテーマと検討方法について」ということで2つを、挙げさせて今日はいただいたんですが。

まず、イの「南海地震対策における条例の位置づけについて」ということで最初にぜひ青木委員から、法律の専門家という立場から条例の効果あるいは限界ということにつきまして、お話をいただくことを事前にご了承していただいております。青木先生、よろしく願いいたします。

(青木副会長)

依頼を受けてちょっとまだ早いんじゃないかというような話もしたんですが、最初に多賀谷委員からのお話もありましたので、テーマに沿ってお話をさせていただきます。一般的な条例の話をするということよりは南海地震条例の検討会ですから、その南海地震条例というのをつくっていく作業の中で、前提になる法律上、法技術上、ルール、約束がありますので、それについて20分以内で終わりにしたいと思いますが、させていただきます。

法律に既になじみがある人もおられると思うし、県の事務局のほうは当然前提にされるとは思います、一般の市民での考えや、イメージからしますと法律の中で条例とは何かという問いがあると思います。

レジメの「はじめに」のところポイントが3つほどあります。基本的には法律と言ったときには狭義の法律、要するに民主主義的な選ばれた人が権利、権限を持って制定する正規の法律というのは、法律と条例と条約の3つになるわけです。

条例と法律の関係というのはずっと論議がされてきていて、法律は基本的に階層的構造となっていますが、法律と条例がぶつかったりとか、法律と条例が同じことを書いてたらどっちが適用されるの問題です。そうしたことをどういうルールでやってるのかというこ

とをご理解いただきたいと思います。今回の言えば南海地震条例というのは、法律と計画と条例がどういう関係になるかということです。先ほど会長からも話が出たように、法律で書いてあることを条例で書いたり、計画で書いてあることを条例で書いたらどういう効果があるのかということです。結論が出るわけじゃありません。これらは制定する側の意図の問題ですから、それは整理しておいたほうがいいでしょうという。

従来、自治体がつくる条例というのは法律の下請け、執行規則的な要素がすごい強かったわけです。行政組織は、縦割りであり、厚生労働省がつくった法律に基づいて、県の福祉課というところが細則ないし執行規則としてつくってきたものがかなりあるわけです。ほとんどだと言っていい。それは仕組みで言えば機関委任条例であり、今は無くなりました。

それが20年ほど前から、公害防止条例というのが、国の法律に欠陥があるから、自治体では国の法律に従うのではなくて国の法律を越えたり、横に出したり、上に伸ばしたりということをやろうした。最近では、法律を前提としない条例がたくさん出てきました。それらを自主法や固有条例とか言ったりしてますが、そういうものがたくさんあります。

自治体自身が、法律がうるさいから条例でつくと国の法律とのぶつかり合い、抵触があったりするから、要綱でやりたいとか、計画法でやりたいとかが用いられています。これは議会も通さずにやれるというようなことです。要綱行政は、環境基準などでは用いられている。あとは計画行政があります。何々計画というので、これも議会には報告で済み、弾力的、機能的に変更ができ、または役所も縛られないですむから、自治体の側でも条例を避けるというか、自治体独自の判断で計画や用法というものに基づいているんなことを、施策をやってきたということです。

そのメリット、デメリットは、法律の関係者の中で決着がついてるわけではないですが、環境だとか土地関係ですね、土地利用関係だとかってというのは計画行政、要綱行政は多用されています。

条例の限界、法律上の特徴ですけども、憲法の原則に基づいて「法律による行政の原理」というのがあります。正規の法律に基づいてしか、行政が住民に権利や義務を課すということはできません。負担を課して、税金や社会保険の徴収の額ですね。税金を取ることや、権利を制限する場合には、法律という正規の法律で、民主主義的な議会を通ったものを根拠にしなければいけません。法律なければ犯罪なし、刑罰もなしということで租税も同じです。条例の場合にも同じように条例でどういうふうに、自治体が持っているものや住民の財産権をどうやって制限するかっていうときには、条例を根拠にきちっとやらなきゃいけません。

処罰を条例でかけられますけど、上限があります。租税も同じように、これが社会保険関係が入るのか入らないのかということがあります。介護保険ができた段階でかなり大きな問題になっています。介護保険は市町村によって全部、額が違いますので、それを介護保険条例できちっと決められるのか、決めてないで要綱・基準でよいのか、それが問題に

なったりしてます。

条例制定権の根拠は憲法 94 条と地方自治法の 14 条です。憲法 94 条は「地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる」と定めています。この法律の範囲内であるということが、条例は法律の定めがあるものにそのままそれを執行するような形の条例を定めることなのか。法律がない場合には、条例はどういうことが決められるかという問題、具体的には厳しく規定できるのかです。法律があるけど、法律では一般的な事項しか書いてないから、もしくは定めてないから、余分に、例えば一番端的には排煙について、大気汚染防止関係などと言うと東京と高知で工場の排煙基準が異なり、煙を出していい基準が東京のように密集しているところだったら厳しくなくてはならないのではないか、というようなことです。

地方自治法 14 条にも同じように法令に違反しない限りにおいて、条例を制定することができます。憲法上は法律の範囲内ですが地方自治法は法令なのです。法令の中に施行規則や通達が入るのか入らないのかということが問題になったりします。

具体的に言うと、例えば国が環境基本法に基づいて環境基準というものをつくったりします。基準っていうのは法律ではありませんので、法令と書いてある中にそれは入るとか入らないとかいう論議があります。

先ほど言った処罰は法律に根拠がなければいけません。その範囲は 3 項で、条例にはこの南海地震条例で協力違反だとか建物で耐震を全くしなかった、検査をしなかったときに処罰とかをできるのかどうかというようなことが出てきます。懲役、禁固、罰金、拘留、科料、没収というようなことです。科料は刑罰ではありませんので、そのところはまた別途、考えることはできると思います。

1960 年代から 70 年代ぐらいまでは、法律先占論と言いまして、国が定めた法律が先に、そのことは排他的に決めることができるし、条例が国の定めた法律にぶつかったものは制定しちゃいかんと、無効であるという理屈がずっとありました。そこでは、自治体は結局、国の法律が定めた、まさに範囲内というのは、法律が定められたらそれを施行するような法律しかつってこなかった。だから従属的だと言ってもいいと思うんです。

自治体が住民の悩みだとか被害だとか、自治体としたらこうしたいけどというようなことをした条例が作られるようになってきました。高知の最近の例で採石業者の許可の件です。事件としては、採石業者の許可を国の法律でやったときに、県とすればそれは不許可にしたんだけど、国の法律だと許可をしなきゃいけないというケースでした。

行政法学の中では条例は法律の委任を受けた自治体の立法であるという考え方をとってきました。だから国の法律で自治体は定めなさいというふうに書いてあるもののみを一生懸命、細則のような基準づくりを、具体化法として制定してきている。

これらが自治体がやろうとしたり、住民の環境を守ってあげたりだとか、国の法律の範囲では守れないというようなことが出てくる中で、国の法律の範囲内や法令に違反しない限りにとどまらずに、国の法令を抵触はするけど、抵触を違法とせず違った規制方法だ

から、または基準を上乗せしないと環境が守れないというようなことで、自治体による立法である条例によって国の法律の目的を生かす形、補強したり、補完する形で自前の条例をつくらうというようなことが、取り組まれてきました。スタートのところは公害防止条例で上乗せ条例、大気汚染関係で横出し条例というふうに言ってきました。

国の法律がない部分、国で法律が定めていない部分に関する条例制定がはじまり、一番有名なのは国の情報公開法ができる前に、行政情報公開条例っていうのが各地で次から次に出てきたとか、あとはいろいろ評価はあるんですが、自販機条例です。これは青少年育成条例とセットであったりする場合がありますが、自販機規制条例のようなものが各地でかなり独自に制定されました。それら以外に、まちづくり条例、環境条例、観光条例がたくさん制定されています。

条例集も出ていますが、毎年何百本という固有の地域ごとの特色ある条例をつくっているというのが実情です。基本条例、基本構想もあります。南海地震条例は法的にはどういう固有の特色を持たせようとするのかということが課題になるでしょう。

それは災害防止条例だとか災害対策基本法だとかとの関係をどう見るかっていうことを整理していかなきゃいけないんじゃないかということに繋がります。

あと国の場合もそうですが、自治体の場合も先ほど言いましたように、要綱行政だとか計画行政って言われていて、議会の承認は経ないで、自治体の知事とかが定めるものですね。計画には、全国版、地方版、総合計画などがあります。だから高知県全体の総合計画と産業だとか医療だとか保険だとか全部を含めた総合計画のと、あとは部門による部門ごとの計画があります。計画という言葉で出されている文書が単なる指針、内部の申し合わせのような、またはみんなに知らせる型の、こんな方法でやりませんかというようなもの、検証型、指針型と言ったりしますが、そういうものと行政が関係者を政策誘導していくために使っていくもの、きちっと環境基準の計画のようなのは法的拘束力のある程度きちっと持たせるようなものというようなことがあります。これらは混じってる場合もあります。

法律は体系的な整備が必要ですが、基本法はやっぱり災害対策基本法です。

平成 14 年に東南海・南海地震特別措置法があります。そういう意味では、国法レベルでは災害対策基本法と東南海・南海地震特別措置法という法律があり、その法律に基づいて防災計画というのはつくりなさいということが決められています。国レベルでの基本計画、業務計画があり、自治体レベルでは 40 条に防災対策基本法の中に、都道府県地域防災計画はつくりなさいとあります。これは先ほどの法律の抵触問題と同じですが、防災業務計画に触れて、違反してつくってははいけませんという縛りがかかっています。それらがどういう形で、防災対策基本法で国が定めた防災業務計画、業務計画、県の防災計画の関係の整理が必要でしょう。

そうすると、国の防災計画、防災業務計画があって自治体の防災計画があって、条例をつくらうとしてるわけですから、条例は震災対策編という防災計画と南海地震条例というのはどういう関係にありますかということを整理することが必要でしょう。震災対策編で

書かれている地域防災計画のうちから、条例に取り込むものは何であって、この検討会でそれプラス何か固有の条例というものの効果、目的をどういうふうに整理するのかということ。条例の目的というのをどうやって論議するのかっていうのが、それを常に意識をしながら検討会は進めていく必要があります。

目的というのが 1 条に来ます。前文つけるのかどうかは問題です。スタイルから言えば前文で書いて目的 1 条になります。要するに条例は何のための法律で、誰に対する条例であるということに収斂されてきます。それから細かいところのいろんな枝葉はいろいろつけられるとは思いますが、常にそこに戻りながら論議をしていく必要があるんだろうなということを考えました。

もう 1 点は、南海地震条例は計画もあるわけだから、計画とは違って、ここでは固有条例としてのコアな部分は何にするのかということの論議を何度か、具体的な条例施策というものを盛り込む中で、また目的のところフィードバックしながら論議して、条例の有効性の効果、対象範囲ということでの確認がいきます。

条例の一般的なのと言うと、こういう予防型の施策を法律化しようとする、法律というのは基本的に保守的ですから、事件が起きたものを処理するのが基本ですから、教育だとか啓発の部分というか、予防、啓発などを制定するにはひと工夫が必要でしょう。保守的っていうか事後的と言ったほうが皆さんに分かりやすいかもしれません。ある事故が起きたりしたものをどう処理するかということで、法律というのはだいたい考えてくる人が多いのです。ほぼ 20 分でするので終えます。

(岡村会長)

はい、ありがとうございました。大変、分かりやすく説明していただきましてありがとうございました。

時間がございませんので、今の説明を受けたということで、次は具体的に南海地震対策における、今回の条例の位置づけについて説明をお願いします。

(事務局)

資料 3 をお開きください。先ほど青木先生のほうから、法律の専門家の立場から、南海地震条例を制定するに当たって考慮すべきことについてお話をいただきました。その部分と若干、重複する部分もありますが、事務局のほうからは高知県における南海地震対策の中で、条例をどのように位置づけているかについてご説明をさせていただきます。

現在、県で南海地震対策にどのように取り組んでいるのかを図にしたものが、この左側に記述をしている図です。このうち、最も上位に位置づけられるものとしては、先ほどお話もありましたように、災害基本法に基づく地域防災計画といったものがございます。この計画は地震から県民の生命・身体・財産を保護するための業務に関して、各防災関係機関が総合的かつ計画的に推進するための計画というふうな位置づけです。41 機関、45 名の

委員で構成をします県の防災会議で作成をして、内閣総理大臣の協議を経て定めるというふうな形になります。国の基本計画とか業務計画と抵触があってはいけないというふうなことです。国への協議を経て定めるというふうな形になってます。

計画の中身についてはお配りもさせていただいておりますので、目を通していただいた方もいらっしゃるかもしれませんが、地震災害を減災、防災する観点から予防から応急、復旧、復興まで幅広い対策が網羅をされております。

また、平成 14 年 7 月に制定をされました東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法によって推進地域に指定をされた自治体では東南海・南海地震防災対策推進計画というものの策定が義務づけられております。本県ではこの地域防災計画の震災対策編の中にこの推進計画を盛り込んでいるという形で定めております。

ただ、地域防災計画については防災対策の基本事項を定めたものですので、南海地震対策の取り組みとか課題といったものについてはこの表の中央に位置づけてます「南海地震に備える基本的な方向と当面の取り組み」という冊子にまとめまして県民の方などにお示しをしております。この冊子については知事をトップに副知事、部局長で構成をします庁内組織であります南海地震対策推進本部において議論をし、毎年度、内容を改定をするといった取り組みをしております。

南海地震対策全般の内容が盛り込まれています地域防災計画あるいは南海地震に備える基本的な方向と当面の取り組みなどを実効性のあるものにしていくために、その下にあります各種計画やマニュアル、指針、手引といったものを作成をしております。ここでは高知県災害医療救護計画など幾つかのものを例示をさせていただいております。

そして地域防災計画やその他、計画なども踏まえまして、県庁全体で具体的な施策や事業に取り組んでおります。具体には建築物の耐震化などの強い揺れから身を守る対策や避難道、避難場所の整備などの大津波から逃げる対策、また自助、共助への支援などの震災に強い人づくり、地域づくり対策、条例づくりなどの総合的な地震防災対策の推進、この 4 つの対策を柱として平成 18 年度は約 32 億円の事業予算を計上しているところです。

現時点ではそうした考え方で南海地震対策に取り組んでおりますが、県の考え方が県民の方に十分に伝わっているかって言うとそういったこともないかもしれませんし、また県民の方から見たときに、まだまだ十分な対策でないといった面もあろうかと思えます。とすれば、さまざまな計画で位置づけられている事柄と同じようなことも条例では位置づけるかということが問題になってきます。

南海地震から被害を減らすためには県民の方に十分に理解をさせていただいて、県や県民、自主防災組織、事業者などさまざまな方々が、それぞれの立場で取り組んでいただくということが重要ですので、そのよりどころとなる南海地震条例の中には右のほうに書いていますが、「県民の皆さまの生命に関すること」や「県、県民、事業者などとの役割分担や連携に関すること」、「県民の皆さま、事業者等に役割や理解を求めるもの」、「県民の皆さまや事業者等に守っていただきたいこと」の 4 点から考えて大切なことが盛り込まれるべき

だと考えております。どういうふうな内容を具体的に条例の中に盛り込むかについては、県民の方のご意見なんかも踏まえながら、検討会の場で議論していくということになるかと思います。

そして、条例制定後には条例に基づいて計画や施策、事業を見直したり、充実をさせたりしながら、高知県の総力を挙げて南海地震に立ち向かうことによって被害を軽減することが可能になるのではないかとというふうに考えております。

事務局のほうからの説明は以上です。

(岡村会長)

はい。ありがとうございました。先ほどの青木委員さんからの説明、今の南海地震条例で具体的に挙げた説明につきましてご意見、ご質問があればいただきたいと思います。お願いいたします。

(多賀谷委員)

多賀谷ですが、結局ここでは普通に言ってる、法律的に言ってる条例だと思えばいいんですね。分かんないですか。やってみなきゃ分からないところがあるわけですか。そういうもんですかね。

(青木副会長)

今の事務局の話のシートの中で「南海地震による被害の軽減」が目的として出てきます。これは、他県の条例と比べたらだいぶ違いますよね。静岡は予防の方からかなりウエートを置いたり、復興のところに置いたりしています。条例の目的、高知県の南海地震対策の中心部分は何を置くかということですよ。そこのところを確認をしてないし、別に意図的にやったわけじゃないんでしょうけど、防災対策のところと南海地震条例というのは被害軽減のところに収斂させるということですかということはかなり論議しないと、出てこないと思います。

条例の形式の効果について、県のほうではどう考えてるか。例えば、環境税のように地震対策税のような税金を課そうとか、一時的に積み立てるためにつくろうとかいうことになったりすれば、条例がなかったら動きません。予算措置にも関連してきます。

(多賀谷委員)

多賀谷です。この議論、最初からこればかりやると大変だとも思うんですが。ある程度のコンセンサスは要るところだと思うんですね。どんなところを狙うのか、それから今、この地震に関しては、やはり環境と同じように起こったら大変だよということがあから、予防だと思うんですよ。

この被害の軽減という言葉もどういう意味合いなのか、単に、何と言いますかね、死者

だとか、けが人だとかそういう数だけの話なのか、例えばトータルとして投資効果まで考えて、復旧、復興まで考えて議論しなきゃいかんのか、これも大変な話ですよ。だから最初に目的なり範囲なりをある程度、狭めておく必要があるなという気はどうしてもするんです。

それからもう 1 つは、これからやっていく上でいろんなほかの法律なり、条例なり、そういうところとバッティングするところが出てくると思うんです。そういうところではできるだけ早めに整理していただいおいたほうが議論がしやすいかなという気もしましてね。そういうふうな時間もないということから、効率的なやり方というのが要るんじゃないかという気がします。以上です。

(上田副会長)

上田でございます。これは、今後の具体的な協議のときに出てくるかも分かりませんが、実は自主防災組織の法的な位置づけをどのようにするかということです。地震発生時に隣近所の人を助けるため自主防災の人たちが器具を持って行って救助したりするわけですが、家を壊したり、家の中へ入っていったりとかすると自身も危険であり、同時に余震の危険性もあります。

そこで、自主防災組織を条例の中で責任ある組織として法的に位置づけることが、活動する者にとっても非常に重要なことだと考えておりますので、それを条例の中にどういう形で盛り込むかということも絶えず頭に置いてほしいという思いがしております。

(土居委員)

はい。土居でございます。法律のことは民法の 698 条、この中にですね、私たちが義務なくして周りの者を助けるということに対して、もし失敗をしても何々を壊してもその罪は問いませんよという、こういう法律があります。

民法の 698 条。そしてもう 1 つが刑法の 37 条、この中にもですね、過度の罪は問わないという、こういうのがありまして、それ以上のことに関しては全部科しております。刑法の 209 条、210 条、211 条、それ以上のことをやったら問われますよと。だから私たちはこの民法 698 条をとにかく県民の方に理解をしてくださという形の中で、毎日のようにお話をし、刑法 37 条の中の話をしている。皆さん方、人を助けることに関しては、要は道義的な部分からやることに関してはその罪は問われませんよということをお願いしているところでございます。

だからそのところが分かっていたら、問題は解決すると思いますけども、ただ、問題は救出活動におけるその仕方がですね、要はそのファイアーさんが基本は全部上から助けるんでいくんだよというのが決まっています。私もそう教えておりますけれども、ともすると、過日の訓練で何をやってるんだろうなと思って見たのが、プロが要は壊れている家の窓から救出活動をやったのが、この間の新港の訓練だったんです。ああいうものを

見せては僕はいけないなあと、見ないでほしいって願ったんですけども、見る人が見れば、あの形で救助活動をやったら、2次災害を起こすだろうというような判断が出てまいりました。

だから救助活動における大きなメインは何かって言うと、やはり二重事故を起こすなよという形のこと、そしてもう1つは救助活動をして訴えられはしないんだよという、その部分はやはり啓発の部分でも、これからこれをつくっていく部分でも、非常に大事なもんじゃないかなと私は思っておりますけれども。

(上田副会長)

その場合に、民法とか刑法において正当行為等あるかと思いますが、それを受けて条例で何かの形でもう一度明文化する、というようなこともどうかなと思います。つまり、条例以外の法律を読むことも当然必要だと思いますが、地震条例を読んで、地震条例を遵守して実行すればあらかた分かり、解決できるというような方向にもっていけたら、という考え方をしておりますが、その辺はいかがでしょうか。

(土居委員)

赤十字、土居です。この問題はですね、自動車学校で自動車運転免許証をもらうときにですね、3時間この救命、救急に関する講習を受けなきゃいけないんですね。その中に交通事故におけるその救助、救命に関してはですね、要は法律でやはり守られてますよということをお願いしているんですよ。県下12あります自動車学校でも、12だと思っておりますけども、そこで教官に私たちは教えているんですけども、その方たちがですね、受講者に対して、要は交通事故の現場に入ったら救助活動をしなさいということをお願いしているんですけども、いまだ、確か平成6年だったと思っておりますけども、自動車法が改正されまして。応急救護処置という形の中で高速運転と救命講習が入ってきたんですね。

そのときにそうした法的な部分もお話しているはずなんですけども、なかなか救命率が上がらないというところにやはり大きなですね、何か問題がありやせんだろかなという感じを持っております。そこをどうするかということ、同じことやないかと思っておりますけども。

(岡村会長)

今、具体的に災害、発災後の対処法というのが1つ出てきてますけど、今の関係、青木先生どういうふうにお聞きになりましたでしょうか。

(青木副会長)

一般的な災害事故のところでは、消防法などがあります。関連で多分検討しなきゃいけないのは、災害弱者の個人情報保護法のところで、名簿をどうやって出せるか、誰に出せ

るかということについては個人情報保護について条例で整備しないと、これは多分やらないと無理だろうなという思いはあります。要するに地域の災害弱者の連絡先から住所だとか年齢だとか障害の程度などの、これ個人情報を誰かが常時持っているということになったときには、今の個人情報、高知県の条例では出てきませんし、集約できません。それを持つには管理責任者をちゃんと設定して、本人の承諾を取ってやらないとだめだろうなと、それは条例事項に多分なるだろうと思います。

市、×丁目には何人の障害持っている人がいて、高齢者が何人いてってことで独居であるとか扶養家族がいるだとかっていうことの情報を集めて誰かがファイルにすることは、個人情報保護法と個人情報保護条例では禁じられてるので、その仕組みについてはもし災害弱者の情報、収集して整理しようというのであれば、それは一定の法的整備が要るでしょう。

(武市委員)

武市です。すいません。今のお話で私事で申し訳ないんですけど、先日、実は私の家に民生委員の方が来られて、災害とかいろいろなときにあなたを助けるための逃げ方に対する訓練を消防署の方とやりたいので、私の情報を消防署の方にお知らせしてもいいですかというふうに民生委員の方が回って来られたんです。

私は、たまたまこの条例づくりに参加してたので、すいません、民生委員さんは、意地悪じゃなくて、どこからどういった形で私の情報を知って、そのことを消防署へ知らせてそれがどういった形で残って、何の、今言われた消防法のものなのか救助法のものなのか、どんな条例か規則か何かですかと確かめたときに、民生委員の方は首をかしげられて、いやちょっと分からないですっていうふうな形のことが先日具体例でありました。

でも私はそんなふうな形で私のことを知ってもらって、消防署の方が来てくれて避難方法を一緒に確立してもらってということはずごくありがたかったですけど、民生委員さんの方が何のためにどうしてっていう理由づけが、目的は分かっているんですけど、どんな法律っていうのが分からなかったということがあったので、やはりこの南海地震の条例をつくるに当たってもちゃんとそういうことは皆さんに周知していただきたいなということが、すいません。先日そういうことがありました。

(岡村会長)

個人情報保護法に関しては、本当にまだ末端まで浸透しているわけじゃなくて、過剰に法律を考えたり、あるいは全く知らなかったりということで、かなり運用上の混乱があります。現状に関してはそういうまだまだ完全に浸透してないということはあると思います。運用上の問題もいろいろとまだ具体的に出てきたりします。それをどうやって今後変えていくのかということもあるかと思うんです。我々だって自分の学生の住所、知らないんですよ。知ってはいけないということになって、非常に困るわけですよ。

それからもう 1 つ、ちょっと県のほうのご意見を伺う前に言っておきたいんですけど、その災害、発災後だけではなくてですね、例えば具体的に津波が来る、確実にもうこの住んでいない家は流れてくる、海の場合は 1m ぐらいしか避難路がないというときに必ずこれは塞ぐんだということがはっきりしている。なのに他人の家だから絶対手をつけてはいけない、つけたら大変なことになりますよ、というふうに市町村の役場の方は言われるわけですね。そういうことは、もちろんそこまで法律論にならなくても現実的には、徳島県などでは住民の話し合いにおいて、住民の中で十分に話し合っていて、周りがお助けしますから、じゃ撤去して更地にするってことは住民の間で法律論でなくてやっておられるところもあるんです。それは理想的な例でしょうけど、現実的には壊れかけた家といえども敷地に立ち入ってそれを撤去するっていうことは今のところ許されてない、こういうこともこれからどういうふうこれから考えていくのか。まさに予防措置と直接関係することです。

いろいろ多岐にこれもわたるんですけど、今までのご意見を踏まえて事務局のほうの考えがございましたら。

(事務局)

1 つ、多賀谷委員のほうからご質問がございましたことで、ご説明をさせていただきます。

資料 3 の中で最終目的としては、南海地震による被害の軽減を図るというふうな表の位置づけにはなってます。これはどこの自治体もそうなんですけど、被害の軽減というのを目指してる。被害の軽減とは何ぞやと言ったときに当然、人的被害を軽減するっていう部分と建物とかいろんな部分で経済的な被害の軽減をするっていうこの 2 つに分けられると思います。県における対策はそういった両方の被害を軽減するという意味も含めて対策をしている。ただ、南海地震条例で言うと、どの部分をカバーしていくのかということについては、この表にも掲げましたように県民の命に関わるようなことを定めることになるんじゃないかというふうに考えています。

そうしたときに、予防が重要ですねということ間違いはないと思いますが、地震が発生した後、被害を大きくしないという意味で地震発生後の応急、どういう対応をするかというその必要な部分を条例の中に盛り込まれるべきだと思いますし、それから県民の被災を受けた方々が生き抜いていくということで復旧、復興の観点から非常に重要な事柄もあるかとは思いますが。そこは今後それぞれのテーマを決めて、その中でご議論をいただければと思います。

災害弱者をどうするのかとか、さまざまなご意見が今ございました。それから法律との抵触がどうなるのか、そこら辺をあらかじめ整理しておくべきというふうなご意見もございました。想定されるものについては、事務局のほうで早め、早めに法律はこうなるということを整理をして、各委員の方にお示しをさせていただきたいと思うんですが、いかにせん範囲が広いので、すべて事前にとということではなく、問題が出たりご意見

が出た後に、整理をしてこれはこういう法律の解釈ですか、法律とはバッティングするんですよとか、あるいは県の取り組みはこういうような取り組みをしますとかというふうなことをご説明をさせていただくということになるかもしれません。

そこはこの南海地震条例というのは非常に幅広い範囲を議論するということになるろうかと思しますので、そこはご理解いただきたいと思いますが、事務局のほうでいろんなことを想定しながら整理をしていきたいというふうに考えます。

(岡村会長)

はい。いろんな空間的に、あるいはそこに人が乗っかって空間的にいろんなことがございしますが、1点だけ、方向性としてまとめておきたいことは、条例に盛り込むテーマってというのは、災害が発生するまで、発生して、あるいはそれから時間が経過していく、復興、復旧の段階までありますけど、各段階における議論、テーマごとに進めていくということではご賛同いただけますでしょうか。

そういう予防、発災それから事後の復興、復旧という方向の流れは押さえておきたいと思うんですけど、そういう流れで進めさせていただきたいとは思いますが。ご議論があれば、またいただきたいんですが。

後は、空間的ないろんな問題が絡んできますので、今回災害における時間軸の方向だけは間違えないというか、それは一致できることだと思いますが、その方向で考えていくということで、時間的な経過っていうことを理解、そこに1つの軸を置きたいというふうに思います。

もう時間があまりないんですけども、1つだけ、次回以降に議論いただくテーマの頭出しをしておきたいんですけども、実は、今日の内容の工ですけども、まず「地震発生時に係るテーマ」ということについてご意見、ご意見交換していただきたいと思うんですが、これに関してもいろいろな短期、長期にわたっているんなことがございます。どういうふうに進めるかっていうことで一応、事務局のご説明を伺っておきたいと思うんですけど、時間的にはどうですか。

(土居委員)

その本題に入る前にですね、まず南海地震は来るということが分かっているわけですので、そのためにですね、そこから命を守るための、私たちは自主、自助って言ってますけども、その啓発活動にもう少し重点を置くべきではないかと僕は思うんです、まず1点は。だけど、それだけ注意をしておっても、やはり被災する人は被災するんですね。その被災の数を減らすためには日常生活のひとつの南海地震対策、その意識づけ、こうしたものが頭の中にもある。今、地震が来てどう逃げる、自分はここで避難警報はあそこにあったというようなことを調べてくる方がですね、たくさん育つような、そうした啓発活動の教育に関して、もう少し力を入れる部分が必要じゃないのかなというふうに、僕は

ソフト面からやりあげるべきだろうというふうに思っております。

それから発災して、そしてさあ救助という形の中のハードのものです。そのハードをどうしてどう対応するかというような形の中で、自主防災組織、ともすると作られておりますけども、彼らが我々のところに電話がかかってくるのは、自主防災組織を作ったんだけども何していいか分からん、こういうことで教えてほしいということで電話がかかってくるんですね。ソフトの分から、ハードの話をするんですけども、まず皆さん方自身がいかに生き延びるかということ。要は自主防災組織の方が死んだらいかんよということが医療従事者にドクターに死ぬなよと、そしてドクター死んだらいけないよ、看護師さん死んだらいけないよ、なぜ死んだらいけないのか、あなたたちが周りの方を助ける仕事を持ってるんだから、あなたが亡くなったら地域がすべて死んじゃうよ、こういうことをお願いをしているところでございます。

そういう部分でいかに、中越地震のですね、アンケート実施調査でも出ておりますけども2,083世帯の方が取ってるんですが、発災時に自宅にいた人がどれだけおるかと言うと、68.5%の方が自宅におったと。車中8.1%、会社で6.3%、その他6.0%という形の中で統計が全部出てます。そういう、自分たちが、いつ起こるか分からんわけですけども、その中でいかに生き延びていくかということですね、啓発するような何かプログラム、これを打ち出していくべきじゃないのかなと。そして、次のステップへ移れるわけですね。救助に関するものというように段階を踏んでいったほうがいいんじゃないかと思えます。以上です。

(岡村会長)

全く同感です。一歩進めるという条例であります、それと同時にすそ野を広げていくっていう努力は決して怠ってはいけません。これができていないと、どんなものをつくっても、それは無駄ということになりますんで当然のことなんです、なかなか個々人に意を伝えるというのはなかなかこうフェース・トゥー・フェースというか、会わないと、書いたものとか、なかなか伝わらないということがあって、本当に地道な活動が必要だろうと思えます。

ただ、県民は80万人でございますので、決してあきらめること無くやっていただければということなんです。

(事務局)

予定の時間が過ぎておりますが、ちょっとご議論が熱心にいただきましたので、ちょっと予定する議題が消化できておりませんので、ただ、できれば南海地震条例に盛り込むテーマ、たたき台の考え方だけは事務局のほうからご説明をさせていただいて、このテーマをどのように設定をしていくのかというのは、次回の検討会の場でご協議をいただければと思えますが、これについてご説明をまずさせていただいてよろしいでしょうか。

それでは資料 4 をご覧ください。南海地震条例に盛り込むテーマについてのたたき台をお示しをさせていただいています。

まず、表の左の大きなテーマについては防災、減災の観点から重要となる項目を取り上げております。揺れから身を守る、これは揺れの被害から身を守るというふうなことになるかと思えます。大津波から逃げる、火災から身を守る、液状化やがけ崩れ、地盤沈下などから身を守る、命を助ける、孤立に備える・耐える、避難生活や被災生活を送る、生活を再建する、産業・都市を再生する、地域の防災力や備えを強化するという 9 つのテーマを設定をしています。

このテーマについては揺れや津波など地震という自然災害から直接起こるものと、命を助けるや避難生活、被災生活を送るといった地震の被害から間接的に起こるものがございます。一番下の地域の防災力や備えを強化するというテーマだけは若干、視点が違っております。と申しますのは、その上にあります 8 つのテーマ、それぞれの中で個別の対策として地域の防災力や備えに関して、必ず取り上げられることだと思えます。

ただ、自助、共助という観点から非常に重要なテーマですので、各テーマで一度議論した後に改めて整理をして、もう一度議論をしてはどうかというふうなことで、このテーマを設定をしています。そしてこの大きなテーマごとに、命を守るためにどういったことに取り組むべきかっていう観点から中テーマを設定をしています。中テーマというのは命を守るために取り組むべき重要テーマということで設定しております。

中テーマを設定するに当たって、まず大テーマの欄の右側に記載していますように、過去の災害からの教訓とか本県の南海地震対策による課題といったものを抽出し、それに対応するテーマを設定させていただいています。ただ、過去の災害からの教訓といったものが、阪神淡路大震災や新潟の中越地震でも何百、何千といったものが報告されています。そのすべてをここに記述することができませんので、非常に重要と思われる幾つかのものを記述をさせていただいています。これ以外にもあるよということは当然あるかと思えます。

中テーマとして掲げています「命を守るために取り組むべき重要なテーマ」は備えの段階、地震発生時、応急・復旧段階、復興段階と、時系列で 4 つの段階に分けております。例えば、「大津波から逃げる」という大きなテーマでは、地震発生時にはまず大きな揺れが収まったら高台へ逃げるなど自分の身を守るということが必要ですが、地震発生時に自分の身を守るためには、地震発生前の備えの段階で各地域において、避難計画やハザードマップづくりといったものが必要ですし、避難路や避難場所の確保も必要となってきます。また、日ごろから避難訓練を行っていることも必要です。

このように中テーマの設定はそのテーマに実際に取り組んだり、行動したりする時期がいつなのかという視点で区分をしております。個別の内容については、あらかじめ資料をお送りさせていただいておりますので、時間の都合上、説明を割愛させていただきます。各テーマをどういう手法や方法で検討していくかについては、次回にご説明をしたいと思います。

います。

この南海地震条例に盛り込むテーマについて、たたき台を基にどういったテーマを定めるのかについても時間の都合上、次回ご議論をいただければというふうに考えておりますが、このたたき台についての考え方を事務局のほうから説明させてもらいました。

(岡村会長)

はい、ありがとうございました。

今、たたき台、まさにたたき台でございまして、たたくものでございます。次回までに、あるいは、次回までのほうがいいですね。今日の実行状況を考えると、できれば委員さんのほうですね、これをもっと高いレベルに、あるいはこれはこういうものが必要で、追加あるいは組み替え、そういうことの見解がございましたら、できれば次回までに意見を言っていただくと、それをまたまとめることもできますので、どうもそれをやらないとやっぱりあまりにもテーマが多すぎて、何と申すか、なかなか難しいというふうに思います。限られた時間で議論するのは非常に難しいように前回は思いましたが、今回も思いました。ですから事前にメッセージを寄せてください。今日は、これで終わるといふことじゃございませんので、たたき台の説明がございましたので、この議論については次回以降にやります。

今後の予定についてご説明をお願いします。

(事務局)

それでは資料 6 をご覧ください。皆さまに年間のご都合をお聞きしまして、できるだけ参加者の多い日を設定しました。5月22日から今回、偶然1カ月後の今日は6月22日でしたが、第3回の一番皆さんが最大でご都合がよかった日が7月24日月曜日の午後1時30分から4時まで、場所については皆さんのご同意をいただけましたら、これから手配をしたいと思います。4回については8月21日月曜日の午後です。第5回が9月12日火曜日の午後です。

第6回につきましては実はこの資料6のほうでは、10月23日と書かせていただきましたが、事務局の都合で大変申し訳ありませんが、24日の日の午後にさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。第7回が11月13日月曜日の午後です。第8回が1月16日の午後というのが、皆さんの都合が、一番できるだけ参加者の多い回でしたが、いかがでしょうか。

(岡村会長)

ご異論がなければ。

2名の方、既におられませんが、一番多く参加できる日を、でも仕方がないですね。申し訳ございません。参加できないという方、都合がつかいませぬので、ご了承いただきたいと

思います。

(事務局)

これで、場所等を手配し、正式の通知等を送らせていただきたいと思います。

それと、今回の意見につきましては、7月24日ということですので、大変申し訳ありませんが、先ほどのどういうテーマについて話し合っていたかのご意見は、できれば今から2週間ぐらいで考えていただいて、事務局に送っていただけますと、資料等に反映させることができますので、またよろしくをお願いします。

(岡村会長)

よろしくお願いいたします。

それでは、今日は時間をオーバーいたしました。熱心なご議論をいただきまして、ありがとうございました。

第2回の検討委員会をこれで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。